

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	4	担当課	薬務衛生課		
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	15-3	不利益処 分の種類	廃棄物の回収及びその他の 措置命令
<p>(根拠規定)</p> <p>○毒物及び劇物取締法 (昭和25年12月28日) (法律第303号)</p> <p>(回収等の命令)</p> <p>第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項並びに第二十三条の二において同じ。)は、毒物劇物業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>○毒物及び劇物取締法施行令 (昭和30年9月28日) (政令第261号)</p> <p>(毒物又は劇物を含有する物)</p> <p>第三十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量がーリットルにつきーミリグラム以下のものを除く。)</p> <p>二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数二・〇から十二・〇までのものを除く。)</p> <p>2 前項の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。</p> <p>(廃棄の方法)</p> <p>第四十条 法第十五条の二の規定により、毒物若しくは劇物又は法第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。</p> <p>一 中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第十一条第二項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。</p> <p>二 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。</p> <p>三 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。</p> <p>四 前各号により難しい場合には、地下一メートル以上で、かつ、地下水を汚染す</p>					

るおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

(その他)